

平成 28 年 12 月 27 日

愛知県行政書士会 尾北支部
土地利用部会 会員 各位

支部長 伊代田誠二

お知らせ（稲沢市農業委員会関係）

稲沢市農業委員会より下記の通り事前審査会（申請者への聴取り面接）を終了する旨の連絡がありましたので、お知らせします。ただし、3条許可の「新規就農者」は除かれますのでご留意下さい。

28 稲農委第 166 号
平成 28 年 11 月 11 日

愛知県行政書士会
一宮支部長 平松 里香 様

稲沢市農業委員会
会長 加藤 孝仁



稲沢市農業委員会の実施する事前審査会について

日頃は、農地法の適切な運用にご協力いただきありがとうございます。

本委員会では、本年 4 月から新たな取組みとして事前審査会を設け、申請者（本人）から内容確認と合せて農地の流動について直接聴取りを行ってまいりましたが、貴行政書士会の助言等をいただくなか、10 月定例農業委員会に諮り協議した結果、下記のとおり内容の変更をいたしました。つきましては、農地行政がより円滑に運営できるように事前審査会等の取組みについて、貴行政書士会の会員の方にご意見等を伺い申請者にとって、有益になるように進めていきたいと考えており、貴行政書士会の稲沢市で業務をされている会員の方と意見交換をしたいと考えていますので、よろしく願います。

記

変更された主な内容

・事前審査会

事前審査会を「事前確認」とする。

買受適格証明は、農地法第 3 条のみとする。

この事前確認は、平成 28 年度をもって一旦終了とする。

・受 付

申請等は、法、通達等及びハンドブックで定められた必要書類が完備されたものについて精査し、受け付けるものとする。

ただし、事前確認が済んでいない場合でも、必要書類が完備された申請は、受け付けをし、事前確認への出席を要請しないこととする。（農地法第 3 条許可申請の申請者が新規就農者の場合は除く。）